



## きっかけは訪問購入？ ～犯罪まがいの深刻なトラブルにご注意を！



①

何でも買取り  
しますよ。  
貧しい国に  
寄付します。

お役に立つのなら…

②

貴金属も見せて

見せるだけなら  
いいかな…

③

あれ？いない…

④

指輪がない！  
持ち去られた！？

他にも  
こんなことが…

身につけていた指輪を  
はずせと迫られた。



指輪は見せただけで売らなかった  
はずなのに、業者が帰ってから  
なくなっていたことに気づいた。

- ⚠️ **トラブルにあわないために** ⚠️
- 突然訪問してきた購入業者は、家に入れない！
  - 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない！
  - 購入業者から勧誘を受けて、訪問を承諾する場合は一人で対応しない、絶対に目を離さない！

玄関は、常にカギを  
かけておいたほうが  
安心ケロ！



山形県消費生活センター  
キャラクター「ケロちゃん」

消費者を守る

# 「クーリング・オフ」 これは…できる？ できない？

えっ！  
通販は、  
クーリング・オフ  
できないの？



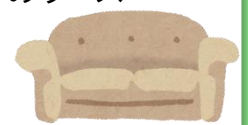
## クーリング・オフできるもの

- ◆突然訪問されて、ふとんを売りつけられた
- ◆皿だけ売るつもりが、貴金属を強引に買い取られた
- ◆電話で海産物を勧められ、断ったのに商品が届いた
- ◆エステに行ったら、高額な契約をさせられた
- ◆家の無料点検で契約させられたなど…



## クーリング・オフできないもの

- ◆お店に出向いて買ったもの
- ◆通信販売で買ったもの
- ◆営業用に購入したもの
- ◆自動車の購入・自動車のリース
- ◆葬儀・結婚式
- ◆大型家電・家具
- ◆使用してしまった消耗品
- ◆3000円未満の現金取引など…



クーリング・オフ以外にも  
契約をやめる方法があります。  
まずは相談を！

## 「消費生活出前講座」を利用してみませんか？

- ◆最新の悪質商法について
- ◆契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆トラブルへの対処法など

費用は  
無料です

講師が各地域に出向いて、消費生活に関する知識を、わかりやすくお伝えします。

※まずは、お電話でお申し込みください



## 最上消費生活センター

〒996-0002  
 新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁1階)  
**【相談受付】 9:00~17:00**  
 (土日祝日・年末年始除く)  
**【電話番号】 0233-29-1370**  
**「188」**で最寄りの消費生活センターにつながります

## 11月・12月の無料法律相談

- 期日：11月5日(火) 12月10日(火)
- 時間：13:30~15:30
- 場所：最上総合支庁
- 相談時間：お一人様30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが、無料で受けられます。  
事前予約が必要ですので、当センターまでお問い合わせください。